令和 6 年度 公益事業部講演会

当事者の権利擁護における言語聴覚士の役割

~主に成年後見制度について~

認知症や失語症、知的障害があることで、ひとりで決めることに不安のある方々を法的に保護し、支援するのが成年後見制度です。国は、ご本人に身近な「親族」、「福祉・医療、地域等の関係者」と「後見人」がチームとなって、ご本人の意思や状況を把握し、対応することを目指しています。本講演会では、私たち言語聴覚士がチームの一員として、当事者の意思決定に関わる際に必要な知識を学びます。多くの会員の皆様の参加をお待ちしています。

【日 時】:2024年11月30日(土)13:45~16:15 (受付13:30~)

【会 場】 : 松江テルサ 中会議室 (島根県松江市朝日町 478-18) JR 松江駅横

※ハイブリッド開催(申込みフォームに「会場」「オンライン」の希望を入力ください)

【講師】 講演 1 13:45~ <u>『言語聴覚士が理解するべき、権利擁護支援および成年後見制度』</u>

中村 健文氏 (松江市社会福祉協議会 松江市権利擁護推進センター相談支援員)

清水 拓弥氏 (松江市社会福祉協議会 松江市権利擁護推進センター主任主事・社会福祉士)

講演2 15:25~ 『臨床から事例紹介、および言語聴覚士に求めること』

樋野 耕平氏 (松江赤十字病院 医療社会事業課係長 社会福祉士)

【対象】:言語聴覚士 【参加費】:1000円

【申し込み方法】:下記の URL よりお申込みください。 ※Gmail アドレスで登録をお願いします。

※お申し込み後に、振込をお願いします。

URL: https://docs.google.com/forms/d/11d-

1fJPHg_4wYtuzDEGv5jnm9yk1G34KafBfYRXahg0/viewform?edit_requested=tr

ue

【振込先】: 山陰合同銀行 米子東支店(店番 081) 普通 3692669

一般社団法人 山陰言語聴覚士協会 島根県理事 門脇 康浩

【申し込み締切日】:令和6年11月25日(月)

【お知らせ】:本人名での振り込みをお願いします。振込後のキャンセルに伴う返金は致しませんのでご了承ください。参加費振込が確認できた方に研修会資料をメールで送信します。

くため、多加負債込み推議でもた力に研修去負料をメールで返信しより。

各自印刷してご参加ください。

ドメイン設定(受信拒否設定)を解除して いただくか『gmail.com』を受信リストに加えて

いただきますよう、お願い申し上げます。

【問い合わせ先】:島根県言語聴覚士会 補助金事業部 <u>shimanest.hojokin@gmail.com</u>